

令和8年度『松本大阪線旅行商品助成金』の概要

信州まつもと空港利用促進協議会

事業内容	信州まつもと空港を発着する松本大阪線を利用した旅行商品の提供を促し、信州まつもと空港の利用促進を図るため、当該旅行商品を企画・販売する旅行業者の広告宣伝に要する費用及び造成費用、宿泊費用の一部を、予算の範囲内で助成します。
対象旅行業者及び旅行商品	旅行業法第3条の登録を受けている旅行業者が企画・販売する、松本大阪線を利用した旅行商品の次の区分に応じた費用 (1) 大阪起点型 長野県内を周遊し県内に宿泊する旅行商品の広告宣伝費・宿泊費 (2) 長野起点型 松本大阪線を利用する旅行商品の造成費用
助成金額	(1-1) 大阪起点型広告宣伝費用【2026年7月30日～2026年8月28日】 商品造成をいただき、販売実績（往路搭乗人数＋復路搭乗人数）が<u>20席以上</u>の場合、1社につき、20万円を助成。 (1-2) 大阪起点型宿泊費用 往復利用で県内に宿泊（一泊以上）する10名以上の団体での募集型企画旅行1社あたり10万円を助成。 (2) 長野起点型（松本空港起点型）造成費用 信州まつもと空港を発着する松本大阪線の販売実績（往路搭乗人数＋復路搭乗人数）に、1,500円を乗じて得た額とする。ただし、1社につき18万円を上限とする。
申請・請求方法	申請方法 当該旅行を企画・販売した旅行業者から、当協議会あて直接申請、実績報告をしてください。その後、申請書類を審査の上、助成金交付の決定、額の確定の通知をします。 【申請書類】（手続きの簡略化のため、押印が不要になりました。） ・旅行商品助成金交付申請書 ・旅行商品助成事業実績報告書 ・別に定められている添付書類 請求方法 助成額の確定通知が到着後、別に定める請求書を当協議会あて提出してください。 （申請書類は下記アドレスからダウンロードして下さい。） https://www.pref.nagano.lg.jp/airport/kurashi/kotsu/kuko/matsumoto/documents/r3oosaka-yousiki.doc
問い合わせ先	信州まつもと空港利用促進協議会事務局 （長野県企画振興部松本空港課内） 〒380-8570 長野県長野市大字南長野字幅下 692-2 TEL：026-235-7019 FAX：026-235-7396 E-mail：airport@pref.nagano.lg.jp